

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

## 目 次

◇ 告 示 ページ

- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 2391
- ◇ 公 告
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 2392
  - ◇ 市選挙管理委員会
- 各種請求、委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【市選挙管理委員会事務局選挙課】 2398

北九州市告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年9月5日

北九州市長 北橋健治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6904	丸尾町 17号 線	北九州市八幡西区光明二丁目 1725番6から 北九州市八幡西区丸尾町2番 9地先まで	16.0 20.6	165.0

北九州市公告第697号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年9月5日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホラヤビル

北九州市小倉北区馬借一丁目5番25号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ホラヤ

北九州市小倉北区馬借一丁目5番25号

代表取締役 洞ミヨ子

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

有限会社フィールド

北九州市若松区深町一丁目3番28号

代表取締役 原 宏子

ほか1者

(2) 変更後

読書文化株式会社

北九州市若松区深町一丁目3番28号

代表取締役 原 輝夫

ほか2者

4 変更の年月日

平成16年12月7日

5 変更する理由

営業施策上の理由のため

6 届出年月日

平成 25 年 8 月 29 日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号  
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
- (2) 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号  
北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 25 年 9 月 5 日から平成 26 年 1 月 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに平成 25 年 12 月 30 日から平成 26 年 1 月 3 日までの日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 26 年 1 月 6 日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

## 北九州市公告第698号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年9月5日

北九州市長 北橋健治

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北九州市小倉北区馬借一丁目5番25号

ホラヤビル

### 2 大規模小売店舗の設置者

北九州市小倉北区馬借一丁目5番25号

株式会社ホラヤ

代表取締役 洞 ミヨ子

### 3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ローソン

#### (1) 変更前

午前10時から午後10時まで

#### (2) 変更後

24時間

### 4 変更する年月日

平成16年12月7日

### 5 変更する理由

新規テナントが入居したため

### 6 届出年月日

平成25年8月29日

### 7 縦覧場所

#### (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

#### (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

## 8 縦覧期間

平成25年9月5日から平成26年1月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年1月6日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第699号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年9月5日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンパル門司

北九州市門司区吉志一丁目3番11号

2 大規模小売店舗を設置する者

北九州農業協同組合

北九州市八幡西区穴生一丁目8番2号

代表理事組合長 香月 保

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(1) 変更前

代表理事組合長 野中敏昭

(2) 変更後

代表理事組合長 香月 保

4 変更の年月日

平成25年7月30日

5 変更する理由

代表者変更のため

6 届出年月日

平成25年8月29日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号

北九州市門司区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成25年9月5日から平成26年1月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

#### 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年1月6日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

## 北九州市選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成25年9月2日

北九州市選挙管理委員会

委員長 斎 田 慶 一

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万6,018人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

20万110人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区の選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区	2万9,296人
小倉北区	4万9,975人
小倉南区	5万7,916人
若松区	2万3,256人
八幡東区	2万75人
八幡西区	6万9,949人
戸畠区	1万6,494人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項

(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置  
協議の投票の請求) に規定する選挙権を有する者の 6 分の 1 の数

13万3,480人